

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和8年3月5日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500354号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2500022号

## 第1 結論

昭和60年11月から昭和61年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年11月から昭和61年5月まで

私は、会社を退職したら国民年金に加入し、保険料を納付しなければならないと分かっていた。請求期間の加入手続については、はっきりとは覚えていないが、自身で退職直後の昭和60年11月頃に、年金のことなので、A社会保険事務所(当時)で行ったと思う。その際に、国民年金手帳記号番号を取得した。保険料納付については、どこで、いくら納付したかは覚えていないが、退職金と失業保険があったので、毎月、保険料を納付したと思う。その後、平成2年3月1日からの国民年金の期間についても自身で加入手続き、保険料を納付している。

請求期間の保険料を納付したことが分かる資料は保管していないが、年金手帳には、請求期間が、被保険者になった日と被保険者でなくなった日として記載されており、ねんきん定期便で確認するまで保険料は納付している記録になっていた。現在、国の記録では請求期間は未納とされているが、保険料を納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びB市の国民年金被保険者新規加入受付処理簿兼年金手帳記号番号払出設定簿(報告書)によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者が、厚生年金保険被保険者資格を平成2年3月1日に喪失したことを契機として、同市において平成2年10月頃に払い出されている。請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金の加入手続が初めて行われ、その際に、遡って請求期間に係る国民年金被保険者の資格取得及び喪失並びに平成2年3月1日を国民年金被保険者資格取得日とする事務処理が、平成2年11月5日に行われていることが確認できる。

また、上述の加入手続時期（平成2年10月頃）を基準とすると、請求期間の保険料については、既に2年の時効が成立しており、請求者は当該加入手続後において、請求期間の保険料を遡って納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、A社会保険事務所で、昭和60年11月頃に、自身で国民年金の加入手続を行い、保険料を毎月納付した旨陳述しているものの、具体的な納付方法及び納付金額については、明確に記憶しておらず、請求期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

加えて、日本年金機構は、請求期間当時の加入手続は、市町村窓口で行うこととされており、社会保険事務所では手続できなかった旨回答している上、B市は、請求期間に係る国民年金の記録及び納付記録について確認できる資料の保管はない旨回答している。

以上のことから、請求者は、請求期間当時において、国民年金に未加入であり、保険料を納付した事実は確認できない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。